

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局産業創造課）

制 度 名	事業再編を円滑化するための組織再編税制における適格要件の見直し	
税 目	所得税、法人税	
要 望 の 内 容	<p>我が国経済の成長軌道を確認なものとするためには、第四次産業革命の進展等、急激かつグローバルな経済社会情勢の変化に対応して、引き続き、我が国産業の国際競争力を強化し、その持続的な発展を図ることが重要。このため、業種を超えた事業再編や事業ポートフォリオの組み換え等、産業の新陳代謝を活性化させる組織再編を促していくことが重要。</p> <p>かかる状況に鑑み、柔軟かつ円滑な組織再編を促進することで、産業の国際競争力を強化するべく、以下の措置を要望したい。</p> <p>①組織再編後の逆さ合併 ②株式を対価とした組織再編</p> <p>（１）対象 ①組織再編後の逆さ合併 企業が株式交換等組織再編によって他の会社を完全子会社にした後、当該組織再編後の完全子会社を存続会社として組織再編後の完全親会社との逆さ合併を行う場合。</p> <p>②株式を対価とした組織再編 三角合併等における再編当事者が、その対価としての直接の親会社以外の完全親会社の株式を交付する場合。</p> <p>（２）措置内容 ①組織再編後の逆さ合併 組織再編後に逆さ合併を行った場合には株式継続保有要件が満たせないという問題が生じている。そのため、完全支配関係における逆さ合併の場合においては、株式継続保有要件を満たした適格組織再編とする。</p> <p>②株式を対価とした組織再編 現行では直接の親会社の株を対価とする組織再編しか認められていないが、間接保有の完全親会社の株を用いた組織再編であっても適格組織再編とする。</p>	
	<p>平年度の減収見込額</p> <p>（制度自体の減収額）</p> <p>（改正増減収額）</p>	<p>— 百万円</p> <p>（ — 百万円）</p> <p>（ — 百万円）</p>

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

柔軟かつ円滑な組織再編を促進することにより、新陳代謝を通じて産業の国際競争力を強化していく。

(2) 施策の必要性

産業構造が激しく変化していく第4次産業革命の下において、業種を超えた事業再編や、事業ポートフォリオの組み換えによる経営資源集中等の組織再編を、大胆かつ機動的に行うことにより、産業の新陳代謝を活性化し、事業の収益性をより高めていくことが求められている。

こうした中、柔軟かつ円滑な組織再編を通じた産業の国際競争力を強化することが我が国の経済成長のために必要である。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	経済産業 新陳代謝
		政策の達成目標	適格組織再編要件の見直しを行い事業再編の円滑化措置を講じることで、機動的かつ柔軟な組織再編を促進し、産業の国際競争力の強化を実現する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	適格組織再編の要件が緩和されることにより、機動的かつ柔軟な組織再編のための選択肢が拡大され、経済の新陳代謝が活発化することで、産業の国際競争力の強化が実現される。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	① 組織再編後の逆さ合併及び②間接保有の完全親会社株式を対価とした組織再編については、組織再編に伴う資産移転前後で経済実態に実質的な変更がないため、組織再編による損益が実現しておらず、適格組織再編とする相当性が認められる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—	